

JAB RL331-2008 (案) に対するコメント

コメント提出者(敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、 x : 不採用)
佐々波浩一	6.1.1 参考	1~2	T	本協会が承認する校正等の定義に「各分野の技術委員会」が含まれているが、各分野の技術委員会で承認された事項は上の技術委員会で承認されない限り無効である。(決定権がない。)	本協会が承認する校正等とは、当協会の各分野の認定基準にあるもの、又は技術委員会、各分野の技術委員会、又は認定委員会の承認を得たものとする。	
	6.1.2 参考 2	1~2				
佐々波浩一	6.1.1 参考	1~2	T	本協会が承認する校正等の定義に「認定委員会の承認する校正」が含まれているが、認定委員会は、技術委員会の定める技術基準・指針に対して申請機関が適合しているかどうかを判断する機関であるのに、この表現では、技術委員会が定める基準・指針にかかわらずに認定委員会が承認する権限を有すると解釈される。 認定委員会が承認する校正の内容は 6.1.2 b) 合意されている規定された方法又は c) 合意標準に限られるので、「認定委員会の承認する校正」はなくても不都合は生じない。	同上	
	6.1.2 参考 2	1~2				

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

コメント提出者（敬称略）	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、 x : 不採用)
佐々波浩一	8.1	全行	T	<p>8 項は適用できるトレーサビリティ源が得られない場合について記述しているので、6.1.2 項に該当する場合に限られる。</p> <p>6.1.2 項に該当する場合は、6.1.2 項の a)~d) のいずれかによると規定されているので、8.1 項の規定事項は強制ではなく推奨である。</p> <p>6.1.2 項が強制で 8.1 項は推奨であることを明確にするべきである。</p> <p>そうしないと認定された校正機関があるにもかかわらず、8.1 項さえ満たせば認定された校正機関を利用しなくてもよいと誤解される可能性がある。</p>	<p>8.1 7.に該当しない校正サービス認定対象設備の校正を行うに際し、<u>6.1.2 項に該当するため認定されていない校正サービス提供者を使わざるをえない場合にも、ISO/IEC 17025 及び本文書要件に照らして、技術的に適切な校正手順に従うことを推奨する必要がある。</u>すなわち、<u>校正対象機器の管理方法、校正方法及び校正結果などを文書化することを推奨する必要がある。</u>そのために、<u>本協会は校正サービスを受ける機関に対して、校正の妥当性を確認する手順をもつと共にその手順を用いて妥当性を確認すること、及び確認した証拠を提示することを推奨要求する。</u></p> <p>校正サービスを受ける機関が<u>なすべきに推奨される妥当性確認の手順を以下に定める。</u>妥当性確認のために、必要な場合、<u>現地監査を推奨する行</u>う。</p>	<p>：</p> <p>8.1 7.に該当しない校正サービス認定対象設備の校正を行うに際し、<u>6.1.2 項に該当するため認定されていない校正サービス提供者を使わざるをえない場合にも、ISO/IEC 17025 及び本文書要件に照らして、技術的に適切な校正手順に従う必要がある。</u>すなわち、<u>校正対象機器の管理方法、校正方法及び校正結果などを文書化する必要がある。</u>そのために、<u>本協会は校正サービスを受ける機関に対して、校正の妥当性を確認する手順をもつと共にその手順を用いて妥当性を確認すること、及び確認した証拠を提示することを推奨要求する。</u></p> <p>校正サービスを受ける機関が<u>なすべきに推奨される妥当性確認の手順を以下に定める。</u>妥当性確認のために、必要な場合、<u>現地監査を推奨する行</u>う。</p>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

コメント提出者(敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、 × : 不採用)
産総研 計測標準管理センター長 三戸章裕	9	23	T	参考に含まれる「外部機関標準物質登録制度」について	「外部機関標準物質登録制度」 「外部機関標準物質公表制度」	
三戸章裕	7.3.2	32	E	法令引用の記載ミス	計量法第 134 条に基づいて 143 条に	
産総研 計測標準研究部門 高木智史	付 属 書 B	例 4	T	シャルピー衝撃値に関わる「国の標準値」と検証機関のつながり (1) シャルピー試験は現象の複雑な破壊試験であり、その不確かさ評価に向けて研究が進められています。しかし、未だ未解明のところも多く、世界的に見ても CIPM/MRA の校正項目に上げられままでに至っていません。 (2) 工業的には重要な量であるため、JIS B 7740 では、基準試験機を検証する際に用いる試験片を認証基準試験片と定義し、その校正値は国家機関によって値付けしたものと定めています(3.6 節および解説 3 h)。 (3) 国の標準値は、NIST、LNE、IRMM との国際比較により確認されています。 (4) 従って、厳密には文書規格(JIS)だけで国内の計測値の妥当性が担保されている訳でもありません。(添付図も参照下さい)	以下の注釈を例 4 につける。 (参考)JIS B 7740 により、検証機関の基準試験機は、国の標準値との比較(産総研依頼試験)により検証されている。	

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

コメント提出者(敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 : 採用、 : 修正等、 × : 不採用)
産総研 計測標準研究部門 高木智史	付 属 書 B	例 4	T	図に示された検証手続きは、ISO に整合化した JIS に従っています。手続きは、米国、EU も同じです。	「業界デファクトスタンダード」を「デジュールスタンダード」と変更する。	
産総研 計測標準研究部門 高木智史	付 属 書 B	例 4	T	添付図 1 から明らかなように、国の標準値との整合性を確保するため、国内で製造し、販売されている基準試験片は、すべて(財)日本海事協会によって値付けされています。 【ご参考】ISO/TC164/SC4p ではシャルピー衝撃試験の不確かさに関する審議が行われており、試験法については ISO 148-1 の Amendment、試験機および試験片については ISO 148-2 および ISO 148-3 の定期見直しとして、いずれも最終原案段階にあります。これらの原案では、シャルピー認証試験片を標準物質として位置付けており、その製造者には ISO Guide 34 の適用を求めています。ISO での審議の結果は、日本国内のトレーサビリティ体系に少なからぬ影響を与えますので、このような状況が背景にあることもお含み置きください。	・「値付業者」の名称を「基準片製造業者」に変更する。 ・「検証機関」のボックスに「規格：JIS B 7740」も追記する。 ・「検証機関」のボックスと「基準片製造業者」のボックスを「値付け」のコネクタで繋ぐ(添付図 1 も参照下さい)。	

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。